

海空複合運送約款

(令和2年7月2日 国土交通省認可 国官参物第52号)

 日本通運株式会社

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 運送の申込及び引受け（第 6 条—第 16 条）
- 第 3 章 貨物の運送（第 17 条—第 22 条）
- 第 4 章 荷送人の処分権（第 23 条—第 27 条）
- 第 5 章 貨物の引渡し（第 28 条—第 32 条）
- 第 6 章 運賃・料金等（第 33 条—第 39 条）
- 第 7 章 責任（第 40 条—第 43 条）
- 第 8 章 荷送人又は荷受人の責任（第 44 条—第 47 条）
- 第 9 章 その他（第 48 条—第 50 条）

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本約款は当社（以下、第2条第2項に定義する運送人と呼称する）が海空複合運送（通称、シー・エア、シー・エア・トラック運送）のために、荷送人から貨物を受取ったときから、当該貨物を荷受人に引渡すときまでの運送に適用する。

2 荷送人は本約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとする。

(定義)

第2条 本約款において「海空複合運送」とは、船舶と航空機及び／又は他の一切の運送手段の連絡によって行われる運送をいう。

2 本約款において「運送人」とは、日本通運株式会社をいう。本約款に規定されている抗弁、責任を制限する規定の適用については、運送人には、その代理人、使用人、下請契約者及び代表者を含むものとする。

3 本約款において「送り状 (THROUGH CONSIGNMENT NOTE)」とは、荷送人と運送人の間の貨物の海空複合運送に関する契約を証する記名式、非譲渡性の書類をいう。

4 本約款において「荷送人」とは、貨物の海空複合運送に関して運送人と契約を締結した当事者として送り状にその名称が記載されているものをいう。

5 本約款において「荷受人」とは、運送人が貨物を引き渡すべき当事者として送り状にその名称が記載されているものをいう。

6 本約款において「貨物」とは、送り状に記載されている物品をいう。また、その貨物が荷送人により、又は荷送人のために提供されたコンテナに詰められている場合にはそのコンテナを含む。

(至上約款)

第3条 この送り状は、貨物の海上運送に関する限り、日本の2018年改正に係る「国際海上物品運送法」（平成4年法律第69号）の規定に基づき効力を有するものとする。ただし、1924年8月25日ブラッセルで署名された「船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約」（以下、ヘーグ・ルール立法と呼称する）、又は「1968年2月23日の議定書によって改正された1924年8月25日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書」（以下、ヘーグ・ヴィスビー・ルール立法と呼称する）に類似の性格を有する他の立法がこの送り状に強行的に適用される場合には、この送り状はかかる立法の規定に基づき効力を有し、かつかかる立法はこの送り状中に摂取されているものとみなす。

2 この送り状は、貨物の航空運送に関する限り、1929年10月12日にワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」、1955年9月28日にヘーグで署名された「ワルソー条約を改正する議定書」（以下、ともにワルソー条約と呼称す

る) または 1999 年 5 月 28 日に成立した「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下、モントリオール条約と呼称する) で、この送り状による運送に適用されるいずれかの規定に基づいて効力を有する。

- 3 この送り状の何れかの規定が国際海上物品運送法、ヘーグ・ルール立法、ヘーグ・ヴィスビー・ルール立法、ワルソー条約、モントリオール条約、その他この送り状に証明される契約に強行的に適用される条約、法律または規則に抵触するときは、当該規定は抵触する範囲で無効とし、それ以上の範囲には及ばない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 4 条 本約款に基づく運送契約は、別段の定めのない限り日本法に準拠し、運送人に対する一切の訴訟は、運送人の本社の所在地を管轄する地方裁判所に提起されるものとする。

(責任制限法等の適用)

第 5 条 本約款の規定は、適用されるすべての条約、法律又は規則により認められる運送人に対する法定の保護、免責若しくは責任制限を制約し、又は剥奪するものではない。

第 2 章 運送の申込及び引受け

(荷送人による送り状の作成)

第 6 条 荷送人は、運送人の定める様式、方法及び枚数で送り状を作成し、貨物の引渡しと同時にこれを運送人に交付するものとする。ただし、運賃、料金その他の諸費用は、運送人が送り状に記載するものとする。

(運送人による代行、補完又は訂正)

第 7 条 運送人は荷送人の求めに応じ送り状を作成することができる。この場合において荷送人は運送人の請求があったときは、次の事項を記載した運送指図書に署名又は記名押印の上、貨物一口ごとに送付しなければならない。ただし、運送人が必要がないと認めた事項については、これを記載することを要しない。

- (1) 貨物の種類
- (2) 貨物の容積、重量、個数、荷姿及び記号
- (3) 荷送人の氏名又は商号、住所及び電話番号
- (4) 荷受人の氏名又は商号、住所及び電話番号
- (5) 作成地及びその作成の年月日
- (6) 申告価額
- (7) 運賃、料金の支払方法
- (8) 発送地、仕向地

(9) その他運送に関する必要な事項

- 2 貨物とともに引き渡された送り状に必要な事項の記載が欠けているとき又は誤りがあるときは、運送人は、補完又は訂正をすることができる。ただし、その義務を負うものではない。

(価額の申告)

第 8 条 荷送人は、運賃、料金が貨物の価額に基づくか否かを問わず、すべての貨物について価額を申告し、かつ送り状に記載しなければならない。この場合において「申告価額なし」も一種の価額の申告とみなす。

- 2 申告価額が、10 万米ドル又はその相当額を超える場合には、運送人は、荷送人とあらかじめ特約をしない限り、その貨物の運送を引受けない。

(貨物の外観上の状態)

第 9 条 貨物又は貨物の梱包の外観上の状態が良好でないときは、荷送人は、その外観上の状態を送り状に記載するものとする。ただし、荷送人がそれを記載しないとき又はその記載が不正確であるときは、運送人は、その状態を当該送り状に記載し又は訂正をすることができる。

(送り状の交付)

第 10 条 運送人は、貨物の全部の引渡しを受けた後に、送り状の一片を契約内容の証拠書類として、荷送人に交付する。

(記載事項に関する責任)

第 11 条 荷送人は、荷送人が送り状に記載し又は荷送人に代わってその申告に基づき運送人が記載した事項が正確かつ完全であることを保証する。荷送人が送り状に記載した場合と運送人が荷送人に代わって送り状を作成し又は補完した場合とにかかわらず、荷送人は運送人が送り状記載事項の不適當、不正確又は不完全のために被ったすべての損害について責任を負うものとする。

(貨物の点検)

第 12 条 運送人は、すべての貨物の内容品を点検することができる。ただし、その義務を負うものではない。

(梱包方法及び荷印)

第 13 条 荷送人は、貨物が、通常の注意による取扱いにより、安全に運送され、かつ、人員に危害を加えず、他の財物に損害を与えることのないよう貨物を梱包しなければならない

ない。かつ、

- (1) 各梱包には、荷送人及び荷受人の住所及び氏名又は各梱包を特定するための荷印を明瞭に、かつ、消えないように記さなければならない。
- (2) ガラス製品その他の損壊しやすいもの又はあらゆる種類の液体を内容品とする梱包は、その内容品の性質を梱包の外側に明瞭に大書しなければならない。
- (3) 気温又は気圧の高低又はその急激な変化によって損害を被りやすい貨物は、適切な梱包方法その他必要な手段で十分に保護しなければならない。
- (4) 一個又は一包当たりの総重量が1メトリックトンを超える場合には、運送人による受取の前に、書面によりその重量を通告し、かつ、その貨物又は包の外面に縦5センチメートル以上の文字と数字で明瞭に、消えないように表示しなければならない。
- (5) 全ての貨物に、送り状番号、到達地空港、個数その他貨物を特定するために必要な事項を明示するために運送人が定めた様式の貨物ラベルを貼付しなければならない。

運送人は荷送人の求めに応じ、貨物に貨物ラベルを貼付することができる。

- 2 運送人は、貨物の梱包が十分でないときは、荷送人に必要な梱包を要求することができる。

(受託しない物品)

第14条 次の各号に掲げる物品は受託しない。

- (1) 貴重品（次に掲げる品目のいずれかを含むものをいう。）
 - イ 申告価額が1キログラム当り千米ドル又は相当額以上の品目
 - ロ 金、白金、銀その他の貴金属及びその製品であつて国際航空運送協会の規則で貴重品と定められたもの（金又は白金のメッキ製品を除く。）
 - ハ 紙幣、硬貨、有価証券、旅行者用小切手、切手、使用可能な状態の銀行カード又はクレジットカード
 - ニ ダイヤモンド（工業用ダイヤモンドを含む。）ルビー、エメラルド、サファイア、オパール、真珠（養殖真珠を含む。）及び、これらからなる宝飾品
 - ホ 金、銀又は白金からなる宝飾品
- (2) 信書又は現行法で信書と定義された通信手段
- (3) 動物及び植物
- (4) 遺体又は遺骨
- (5) 変質、腐敗しやすいもの
- (6) 危険品（国際航空運送協会の危険品規則で定める危険品を含み、主には次の分類に該当する品目をいう。）
 - イ 火薬類

- ロ ガス（高圧ガス、液化ガス、溶解ガス、深冷ガス）
 - ハ 引火性液体
 - ニ 可燃性固体、自然発火性物質、水との接触により引火性気体を発生する物質
 - ホ 酸化性物質、有機過酸化物
 - ヘ 毒物及び病毒を移しやすい物質
 - ト 放射性物質
 - チ 腐食性物質
 - リ その他の有害物質（磁性物質、麻醉性、有毒性、あるいは他の類似な性質をもった液体又は固体で旅客又は運航乗務員に対し極度の不快感を与える物質）
- (7) 運送又は輸出入が出発地、到達地、経由地、通過地、並びにその影響を受けるすべての国や地域の法令又は規則等により禁止されている物品
- (8) その他運送人が運送に不相当と認める物品

(条件不遵守に関する責任)

第 15 条 第 13 条の規定に反する貨物又は前条に掲げる物品について、運送人がその運送を引き受けたときは、運送人においてそのような貨物であることを知っているか否かを問わず、貨物に関する責任はその貨物の荷送人及び荷受人にあり、それらの者は連帯してその貨物により運送人が被る滅失、損傷、遅延、責任又は科料につき運送人に補償しなければならない。

(自動車その他の無包装貨物、金属製品)

第 16 条 自動車、鉄道車両、トラクタ、機械その他の運送人が受託を同意した無包装貨物についての外観上良好である旨の送り状面の記載は、これらの貨物が受け取られたときに、運送人としてなすべき通常の注意をもってしても発見できない曲損、凹損、掻き傷、穴、切り傷及び打撲傷がなかったことを意味するものではない。包装されていないことにより、当該貨物に生じた滅失又は損傷については、運送人は、いかなる場合にも責任を負わない。

2 鉄、鉄鋼及び金属製品の表面の錆、酸化、湿気その他類似の状態は、損害の状態ではなく、貨物の性質に固有のものであり、かつ、運送人が外観上良好な状態で貨物を受け取ったことの容認は、貨物が受け取られたときに、明らかに錆、酸化、湿気その他類似の状態がなかったことを意味するものではない。

第 3 章 貨物の運送

(法令の遵守)

第 17 条 荷送人は出発地、到達地、経由地、上空通過地並びにその他影響を受けるすべて

の国や地域の現行法令、税関その他の規則を遵守し、かつ、その法令又は規則を遵守するために必要とされる情報及び書類を提供し又は送り状に添付するものとする。

- 2 運送人は、荷送人の情報又は書類が正確かつ充分であることを調べる義務はなく、荷送人が前項の義務を遵守しなかつたために生ずる損失、諸費用については、荷送人その他の者に対して責任を負わないものとする。
- 3 運送人が、現行法令、規則、官公署の命令、要求又は要請により、貨物の運送を拒絶する必要があると判断し、当該貨物の運送を現実拒絶した場合においては、運送人は、なんら責任を負わないものとする。

(経由路線、運送予定等)

第 18 条 運送人は、運送の開始若しくは完了又は貨物の引渡しについては日時を保証しない。

- 2 運送人は、貨物の受取、引渡し、保管、運送方法、運送経路又は積替えに関して、選択の自由を留保する。運送人は、送り状面に記載された場合であっても、特定の船舶又は航空機、若しくは特定の経路により貨物を運送し、又は特定の運送予定に従い、特定の地点で接続する義務を負わない。

(混載及びコンテナの使用)

第 19 条 運送人は、受託した貨物を他の貨物と積み合せて運送することができ、また、受託時に貨物がコンテナに詰め込まれていない場合には、その貨物をコンテナに詰めて運送することができる。

- 2 貨物が荷送人によってコンテナに詰められた場合において、運送人は船舶による運送に接続する運送を行うために、運送人の裁量により、コンテナを開扉し、その中身を接続する運送機関に積替えることができる。運送人はコンテナの開扉時に発見された貨物の不足、滅失、損傷、又は不一致については、一切責任を負わない。

(甲板積貨物)

第 20 条 運送人は、荷送人が特段の指示をしない限り、コンテナに詰められた貨物を荷送人に通告することなく、コンテナを甲板積みすることができる。この場合においては、これに反する慣習があっても、送り状に甲板積みである旨の特別の記載、記述又はスタンプを付することを要求されない。このような貨物は、第 3 条第 1 項の規定により適用されるヘーグ・ヴィスビー・ルール立法の適用を受け、かつ、その積付けは、共同海損を含め、すべての目的のために艙内積みされたものとみなす。

- 2 運送人は、甲板積みで運送され、かつ、そのように運送されている旨が送り状に記載されている貨物の不着、誤渡し、滅失、損傷又は遅延については、それが、運送人の過失又は船舶の不堪航によって生じたか否かを問わず、一切の責任を負わない。

(運送の取消し等)

第 21 条 運送人は、次に掲げる事由により、合理的であり、かつ、望ましいと考えるときは、予告なしに貨物の運送を取消し、打切り、方向を転じ、延期し又は遅延させることができる。

- (1) 現実であると脅威であると情報によるものであるとを問わず、運送人の力が及ばない事実（気象状態、天災、不可抗力、罷業、内乱、抑留、徴発、戦争、敵対行為、社会不安又は不安定な国際情勢を含む。）又は直接若しくは間接にこのような事実に基づく遅延、要求、状態、環境若しくは命令
- (2) 予測、予知又は予報できない事実
- (3) 官公署の規則、命令、要求又は要請
- (4) 運送人その他の者の労力、燃料、施設の不足又は労働争議
- (5) 第 15 条に該当する貨物

2 運送人が請求した運賃及び料金の全部又は一部の支払を荷送人が拒絶した場合、運送人は、なんら責任を負うことなく運送を取消すことができる。

(運送中の貨物に関する運送人の権利)

第 22 条 運送人は、貨物を留置する必要があると判断した場合は、その旨を送り状面に記載された荷送人又は荷受人に通知し、荷送人又は荷受人の危険及び費用の負担において、倉庫その他の適当な場所又は税関に貨物を保管することができる。

第 4 章 荷送人の処分権

(処分権の行使)

第 23 条 荷送人又はその代理人は貨物の処分権を行使することができる。この場合において、その処分権は単一の送り状による貨物のすべてに対して行使されなければならない。

- 2 貨物に対する処分権は、荷送人又はその代理人が交付を受けた送り状を運送人に提示して行使しなければならない。
- 3 処分に関する指図は、運送人が定めた様式の書面に記載して運送人に送付しなければならない。
- 4 処分権の行使によって変更された荷受人は、送り状面の荷受人とみなされる。

(荷送人の選択権)

第 24 条 運送契約に基づくすべての債務を履行すること及び運送人又は他の荷送人を害しないような方法でこの処分権を行使することを条件として、荷送人は次のいずれかの方法によって貨物を処分することができる。

- (1) 出発地又は到達地において、貨物の返還を受けること

- (2) 到達地において送り状に記載した荷受人以外の者に貨物を引き渡すよう求めること
- (3) 出発地に貨物の返送を求めること

(処分権の行使による損失、費用等)

第 25 条 荷送人はその処分権の行使の結果生じた費用、割増運賃、運送人が被ったすべての損失及び損害に対して責任を負い、かつ、弁償しなければならない。

(運送人の履行不能)

第 26 条 運送人は荷送人の指示に従うことが正当な理由により不可能と判断したときは、荷送人の処分権の行使を拒絶することができる。この場合には、運送人は、その旨をただちに荷送人に通知する。この場合において、これに要した費用は荷送人が負担するものとする。

(処分権行使の権利の終期)

第 27 条 荷送人の処分権は、到達地に貨物が到着後、荷受人が貨物の引渡しを請求し、若しくは送り状を入手し、貨物の引渡しを請求したときに消滅する。ただし、荷受人が送り状若しくは貨物の受領を拒んだとき、又は荷受人に連絡不能のときは、その処分権は、引き続き荷送人にあるものとする。

第 5 章 貨物の引渡し

(到着通知)

第 28 条 運送人は送り状に記載された荷受人又は通知先に貨物の到着通知を通常の方法で行う。

2 運送人は、到着通知が受信されなかったこと又はその受信が遅延したことについての責任を負わない。

(荷受人に対する貨物の引渡し)

第 29 条 運送人は、送り状に特に記載されている場合を除き、送り状に記載された荷受人に貨物を引渡すものとする。

2 貨物の引渡しは、荷受人の受領証と引き換えに、かつ、送り状及び本約款のすべての適用条項に従って行われるものとする。

3 貨物が法律又は税関の規則に従って、税関その他の政府機関に引渡された場合において、運送人が荷受人に蔵置解除を受けるための証明書を与え、かつ、前条に定める到着通知を発送したときは、荷受人に対する貨物の引渡しは完了したものとする。

4 前条の到着通知が発送され、運送人が荷受人に貨物の引取を請求した場合において、荷

受人が貨物の受領を行わないときは、運送人は、荷受人の負担において貨物を保管する権利を有する。この場合、貨物に対する運送人の責任は終了し、荷受人はこれらの保管に要する費用を運送人の請求により支払わなければならない。

(貨物の引渡し場所)

第 30 条 荷受人は、送り状に記載された到達地空港又は運送人が指定する到達地における引渡場所で貨物の引渡しを受け、これを引取らなければならない。

(特殊な引渡し)

第 31 条 運送人により受け取られた貨物が、荷送人によってその中身が詰められたコンテナである場合には、運送人は、送り状の表面に記載されたコンテナの合計数の引渡しについてのみ責任を負う。ただし、コンテナの開扉時に発見された中身の不足、滅失、損傷又は不一致について、一切責任を負わないことを条件に、運送人の裁量において、コンテナを開扉し、その中身を引渡すことができる。

2 貨物が運送人によりコンテナに詰められた場合には、運送人は、コンテナを開扉して、その中身を引渡すものとする。ただし、運送人の裁量により、又は、荷受人と運送人との間の事前の協定により貨物をコンテナに詰められた状態で荷受人に引渡すことができる。この場合において、運送人により封印に異常がない状態でコンテナが引渡されたときには、その引渡しは、運送人の義務の全面的かつ完全な履行とみなされ、運送人は、コンテナの中身の滅失又は損傷について責任を負わない。

(荷受人の受領不能)

第 32 条 貨物が送り状記載の到達地に到着後、引渡不能又は荷受人の引取拒絶が生じたときには、運送人は当該送り状に記載された荷送人の指図に従うものとする。

2 荷送人の指図が記載されていないとき又は正当な理由によりその指図に従うことができないときは、運送人は、引渡しができない旨を荷送人に通知し、その指図を求め、当該指図が 30 日以内に得られなかった場合には、貨物を一括して又は数口に分け競売若しくは任意売却に付し、又は滅却若しくは廃棄することができる。ただし、売却等に先立って運送人は送り状に記載された住所にある荷送人又は荷受人に、これに関する通知をするものとする。

3 荷送人は、荷受人の受領不能に起因し、又はこれに関連するすべての運賃、料金その他の諸費用（貨物の返送運賃、料金等を含む。）を支払う責任を負うものとする。貨物が荷送人の指図により出発地に返送され、かつ、荷送人が貨物の返送後 15 日以内に運賃、料金その他の諸費用の支払を拒絶し、又は怠る場合には、運送人は、貨物の全部又は一部を競売若しくは任意売却に付し、又は滅却若しくは廃棄することができる。ただし、売却等に先立って、運送人は送り状に記載された荷送人に、これに関する通知をするもの

とする。

- 4 貨物の到達地又は返送された地点で貨物を売却した場合には、運送人は、この売却代金を運送人自身及びその他の運送機関に対するすべての運賃、料金その他の諸費用及び売却費用に充当するものとする。ただし、貨物の売却によって荷送人は不足金額の支払の責任を免除されるものではない。また、残余金は荷送人の指図があるまで保管するものとする。

第6章 運賃・料金等

(収受する運賃、料金等)

第33条 運送人は、運賃表に公示した運賃、料金その他の諸費用を収受する。

(運賃着払による貨物の受託)

第34条 運送人は、運賃、料金その他の費用を着払として貨物を受託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる貨物については着払による運送を取り扱わないことができる。

- (1) 自由を拘束されている者にあてる貨物
- (2) 政府機関にあてる貨物（政府機関がしかるべき証明書類を提示して発送する場合を除く。）
- (3) 価額がその運賃及び料金の額に満たない貨物
- (4) 到達地の通貨規則又は航空運送に関する規則、その他法令・規則が、着払による貨物の引渡しを認めない国や地域にあてる貨物
- (5) 引越荷物、別送手荷物及び個人用品
- (6) その他運送人が運賃、料金その他の費用を着払とすることが不相当と認める貨物

(運賃、料金等の支払)

第35条 運賃、料金その他の諸費用の支払は、元払の場合にあつては、日本国の通貨で行われるものとし、着払の場合にあつては、運送人が別に支払通貨を定める。

2 全ての運賃、料金その他の諸費用は、元払の場合にあつては、運送人がその送り状と貨物を受け取った時に、着払の場合にあつては、運送人がその送り状を荷受人又はその代理人に引き渡す時に、運送人に対し、現金又は運送人の指定した支払手段により支払われるものとする。

3 運賃、料金その他の諸費用の着払の取扱いをした貨物について、荷受人がその支払を行わないときは、荷送人は当該運賃、料金その他の諸費用の支払の義務を負うものとし、支払が行われない限り、運送人は、貨物の引渡しをしないものとする。

4 荷送人はすべての未払の運賃、料金その他の諸費用、運送人の立替金及び本約款第 11

条、第 15 条、第 21 条 2 項、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条 4 項、第 32 条 3 項、第 35 条 3 項及び第 45 条から第 50 条の規定に係る事由により運送人が支払い又は被ったすべての経費、支出、罰金、科料、時間的損失、損害その他の損失額につき運送人に補償するものとする。また、荷受人、貨物の所有者及び送り状の所持人は、本条の荷送人の責任及びその他本運送のものとして各自が負担する義務の履行の全てについて、運送人に対して、荷送人と連帯して責任を負う。

- 5 運送人は、前項のいずれの場合も、その貨物の運賃、料金その他の費用、及び前項に定めた荷送人等に対するその他の債権の支払がないときには、当該貨物につき留置権を有し、また、本運送契約に基づいて生じた全ての費用、及びその他の債権の支払がなされるまで、運送人が占有する当該貨物につき留置権を有する。
- 6 運賃、料金その他の諸費用、公租及び公課、運送人が支出した支払金、その他の運送人に支払われるべきすべての金額は貨物の滅失、紛失、損傷又は不着にかかわらず、また本約款第 21 条 1 項の事由にかかわらずその全額が支払われなければならない。

(先取特権)

- 第 36 条 運送人は、一切の運賃、不積運賃、滞船料、損害、損失、料金、費用及びこの送り状ならびに予備契約において、荷送人等が支払又はその負担となるべき金額ならびにこれらの金額を徴収する費用について、引渡した後も効力を有する先取特権を貨物の上に有する。そして、荷送人等に対する通告なしに、貨物を私的又は公的な競売において売却することができる。もし、競売の結果、利益が支払われるべき金額及びその費用に満たないときは、運送人は不足分を荷送人等から徴収することができる。
- 2 貨物が相当な期間内に引取られないとき、又は運送人の判断において、貨物が変質し、腐敗もしくは価値を喪失するときは、運送人は、その裁量において、かつ先取特権にしたがい、他方何らの責任を負うことなく、かかる貨物をもっぱら荷送人等の危険と費用において、売却、放棄その他の処分をすることができる。

(運賃着払取扱料)

- 第 37 条 運送人は、運賃、料金その他の諸費用が着払の場合には、運賃表に公示する運賃着払取扱料を収受する。

(従価料金)

- 第 38 条 運送人は、荷送人の申告価額が運賃表に定める価額を超える場合には、運賃表に公示する従価料金を収受する。

(附帯料金等)

- 第 39 条 運送人が、運送に附帯して行う貨物の荷造り及び保管、代金の取立て及び立替え

その他通常運送に附帯する業務を引き受けた場合には、附帯料金を収受する。

- 2 運送人が、運送保険契約の締結を引き受けた場合には、当該保険に係る保険料を収受する。

第7章 責任

(責任)

第40条 運送人は、自己または使用人その他運送のため使用する者が貨物の運送およびそれに付随するすべての業務について注意を尽くしたことを証明しない限り、貨物の滅失、損傷または遅延について損害賠償の責任を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、運送人は、次の各号に掲げる事由が生じたこと及び当該滅失、損傷又は遅延が当該事由により通常生じるべきものであることを運送人が証明したときは、前項の責任を免れる。ただし、このような損害が運送人の故意若しくは過失によって生じたものであることが立証された場合は、この限りでない。

- (1) 海上その他可航水域及び航空に特有の危険
- (2) 天災
- (3) 戦争、暴動又は内乱
- (4) 海賊行為、ハイジャックその他これに準ずる行為
- (5) 裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
- (6) 荷送人若しくは貨物の所有者又はその使用する者の行為
- (7) 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為
- (8) 人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路
- (9) 貨物の特殊な性質又は隠れた欠陥
- (10) 貨物の荷造り又は記号の表示の不完全
- (11) 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥
- (12) 船舶又は航空機の安全運航のためにとられる措置（X線、放射線、磁気等）
- (13) 不可抗力による災害その他運送人の管理を超える原因または事情
- (14) 原子力施設の運営者、又はそのかわりに行為する者が、核エネルギーに関する責任を定めた適用ある国際条約、又は国内法に基づき、その損害につき責任を負う場合の原子力損害

- 3 滅失または損傷がどこで発生したか証明できる場合は、運送人の責任は以下に定めるところにより決定されるものとする。

- (1) 海上または内水航路による運送期間中に生じた滅失または損傷については、第3条第1項に定めるところにより、適用あるヘーグ・ルール立法またはヘーグ・ヴィスビー・ルール立法による責任
- (2) 航空による運送期間中に生じた滅失または損傷については、第3条第2項に定める

ところにより、適用あるワルソー条約またはモントリオール条約に定める責任

- (3) 上記 (1) および (2) による場合を除き、貨物の滅失または損傷に対する運送人の責任は本約款に定めるところによる。

(責任の制限)

第 41 条 貨物に関する運送人の責任は、損害を受けた貨物の総重量 1kg につき 22 特別引出権（国際通貨基金の定める特別引出権（スペシャルドローイングライト／SDR）をいう）を限度とする。ただし、貨物の受取前にこの額より高い貨物の価額が荷送人により申告され、それが送り状に記載され、かつ、従価料金が支払われている場合には、申告価額を限度とする。

2 荷受人その他貨物の引渡しを受ける資格のある者に貨物の一部のみが引き渡された場合又は貨物の一部に損害があった場合には、不渡又は損害のあった部分についての運送人の責任は、その貨物の部分又は内容品の価額にかかわらず、重量に基づく按分額を限度とする。

3 貨物の実価額が申告価額を上回る場合でも、申告価額が価額とみなされ、運送人の責任は、申告価額を超えない。

4 運送人が責任を負うすべての賠償請求は、損害額の立証を条件とする。いかなる場合にも、運送人は、貨物について直接発生した物的損害に対してのみ責任を負い、その結果発生した期待利益、無体財産、利息及び効用の喪失、又は、特定の者のみの特別の価値の喪失を含むあらゆる間接損害については責任を負わない。

5 コンテナ、パレットその他これらと類似の運送用具が、貨物を統合するために使用された場合には、運送用具に詰められたものとして送り状に貨物の数量として表示されている包又は単位の数、前条第 3 項 (1) の規定によるヘーグ・ルール立法またはヘーグ・ヴィスビー・ルール立法の適用上、包又は単位の数とみなされる。ただし、送り状にそのような表示がない場合には、運送用具の数が包又は単位の数と解される。

(抗弁)

第 42 条 本約款に定める抗弁及び責任制限は、訴訟が契約上又は不法行為及びその他のいづれに基づいてなされたものであっても、貨物の滅失、損傷又は遅延など運送人に対してなされるいかなる請求、主張及び訴訟などにも適用される。

(損害通知と出訴期間)

第 43 条 貨物の引渡しを受ける権利を有する者が、運送人またはその代理人に対し、貨物の一部滅失または損傷およびかかる滅失または損傷の概況の通知をすることなく貨物を受領した場合には、その貨物は良好な状態で引き渡され、かつ、運送契約に従って引渡されたものとみなされる。

- 2 貨物に損傷があった場合又は貨物の一部滅失若しくは一部紛失があった場合には、当該貨物の引き渡しの日から 14 日以内に、遅延があった場合には、当該貨物の引渡しを受け権利を有する者がその貨物を処分することができた日から 21 日以内に、滅失又は紛失（引渡し不能の場合も含む。）があった場合には、送り状の発行の日から 120 日以内に、当該の損傷が発生したおおよその日時及び賠償請求の明細を明確に記載した書面を運送人またはその代理人の事務所に送付しない限り運送人の責任は消滅する。
- 3 運送人は、貨物の引渡後又は引渡すべきであった日から 9 ヶ月以内に訴訟が提起されないときには、本約款の下でのすべての責任を免れる。

第 8 章 荷送人又は荷受人の責任

（荷送人が詰めたコンテナ）

- 第 44 条 運送人が受け取った貨物が、荷送人によってその中身が詰められたコンテナである場合には、コンテナの中身の状態及び明細について、運送人は一切責任を負わない。
- 2 荷送人は、コンテナの中身の積付け並びにその閉扉及び封印が確実に適切であること並びにコンテナ及びその中身が本約款の条項に従った取扱及び運送に適していることを担保するものとする。荷送人に担保違反があった場合には、運送人は、当該違反から生じる貨物の滅失又は損傷に対して責任を負わない。

（貨物の検査）

- 第 45 条 運送人は、必要があるときには、なんら義務を負うことなく、いつでもコンテナを開扉し、中身を検査する権利を有し、それにより生じた一切の費用は、荷送人又は荷受人が負担するものとする。
- 2 コンテナの中身の検査のために、コンテナの封印が税関その他の官憲により開封された場合には、運送人は、それにより生じた滅失、損傷、費用その他の結果に対して責任を負わない。

（貨物に関する規則）

- 第 46 条 荷送人又は荷受人は、税関、港湾局その他の公的機関のすべての規則及び要件を遵守するものとし、かつ、それらの規則及び要件のために、又は貨物についての違法、不正確若しくは不十分な記号、番号、宛先の記載のために課せられた関税、税金、罰金、賦課金、費用等を負担し、かつ、運送人が被った損失を連帯して補償しなければならない。

（運送人のコンテナ）

- 第 47 条 荷送人又は荷受人は、自己、その代理人又は自己のために使用する内陸運送人の

占有下又は管理下において発生した荷送人又は荷受人のために運送人により提供又は手配されたコンテナその他の機器の滅失又は損傷について、責任を負い、運送人に補償するものとする。

- 2 運送人は、荷送人又は荷受人、その代理人又はその使用する内陸運送人の取扱中又は占有下若しくは管理下において、運送人のコンテナ又はその中身により惹起された第三者の財物の滅失若しくは損傷、又は第三者の傷害に対して、いかなる場合も責任を負わず、これらについて荷送人又は荷受人は、運送人に補償し、その損害を連帯して負担するものとする。また、荷送人又は荷受人は、前項のコンテナその他の機器をその所有者又は管理者に期日に遅れることなく、正常かつ汚損又は塵芥のない状態で返却する責任を有し、これを怠ったことにより運送人が被った費用を補償しなければならない。

第9章 その他

(共同海損)

第48条 荷送人又は荷受人は、海上での国際貨物の運送中又はこれに関して、共同海損が宣言されることがあることを認め、そのような場合には、共同海損の精算のために、1990年に修正された1974年ヨーク・アントワープ規則に従い決定される国際貨物から支払われる分担金を送付することを約する。また、引渡し予定地が、船舶から陸揚げされる以外の地であるときは、運送人は共同海損の宣告、供託及び分担に関し、荷送人又は荷受人の代理人として行為することができる。

(双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款)

第49条 積載船舶の船主又は運航者によって貨物のために発行された海上船荷証券に規定された双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款は、運送人がこれを援用することができるものとし、これらの条項は本約款に摂取されその一部を構成するものとみなす。

(米国地域約款)

第50条 この送り状に基づく海上物品運送が米国の港もしくは地点へ／からの、もしくはは経由の運送である場合には、海上運送ないしは水上運送に適用される限りにおいて、この送り状は1936年4月16日に承認された米国海上物品運送法（以下、US COGSA と呼称する）が適用、準拠されるものとし、同法の規定は本約款に摂取されたものとみなし、かつ、海上または内陸水上運送を通じて、かつ、米国の臨海ターミナルにおいて船積前または荷揚後、運送人または全ての下請人の実際の管理下にある全期間を通じて至上約款とする。

- 2 US COGSA が適用されたときは、運送人の責任は一包または習慣的な運賃単位につき、500米ドルを超えないものとする。

以上